

應聖寺関連資料からみる高岡の歴史

福崎町文化財審議委員
叡山学院学監・教授
應聖寺住職

桑谷 祐 顕



はじめに

筆者は、高岡郷の中心地にある應聖寺（沙羅の寺）の住職を勤めることから、拙寺に伝わる諸資料を見聞、整理する立場と機会に恵まれた。それら未公開資料をも用い、福崎町西部の「高岡の歴史」の一端を紹介することを目的に、本稿執筆を快諾した次第である。紙面の都合上、注記を省略することや考察結果だけを報告することをお断り致します。

一、『播磨国風土記』の「高岡の里」

現在の高岡地区は、福崎町北西部に位置する田口、板坂、桜、長野の四地区をいい、「高岡番地」は、板坂、桜、長野、神谷と福田の北西部（旧長野所得）をいう。現在は、人口減少の過疎地区であるが、凡そ一

三〇〇年前の奈良時代（七一〇～七九四）前半の頃は、播磨国「神前の郡」（現、神崎郡の前身）の市川西岸の中央部に「高岡の里」があった。『播磨国風土記』は和銅六年（七一三）五月二日の風土記撰進の官命により、霊亀元年（七一五）頃に編述されたという。

当時の播磨国「神前の郡」は、北は今の生野から、南は今の砥堀あたりまでをいい、市川東岸に北から川辺の里、多駝の里、蔭山の里があり、市川の西岸に北から望（埴）岡の里、高岡の里、的部の里の六里があった。つまり、市川西岸の現福崎町全部を含めて「高岡の里」と呼んでいたのである。

『風土記』原文は省略するが、「高岡の里」の地名は、この里に高い岡があるから名付けたといい、しかも、その説明には、神前山（現、山崎地区の北）と奈具佐山（現、七種山）の記述を以てそれに充て、前者については郡名（神前の郡）の説明と同じとし、後者については「檜が生え

る」「その名の由来は不明」とのみある。

当時は二十五人程の家族集団を一戸といい、一里は凡そ四十戸というから、一里には約千人が居たことになる。つまり、「高岡の里」も、千人程度が埴岡里と岩部里の間の市川西岸に定住していたことが分かる。

二、『風土記』を証明する遺構

近年の高岡桜地区ほ場整備に伴う「桜東畑遺跡」（長野橋北詰交差点の北西）調査では、奈良時代の大きな掘立柱建物が発見された。官衙（役所）的な建物跡と考えられ、当時の高岡地区の中心的遺構と見られている。

つまり、『風土記』の記述を補完する遺構がここに発見され、奈良時代（七一〇～）初期、この「高岡の里」に、確かに奈良朝廷の新制度が及び、その制度下に我々の遠い先祖達が居住し生活していたことが知られるのである。

しかしその一方、その律令制国家制度がスタートする凡そ百年前、つまり七世紀前半頃、この高岡の地にはこの地域を治めたであろう権力者が確かに存在して居た。その埋葬場所が、現在の神谷地区の医王寺境内にある「神谷古墳」である。福崎町

唯一の方墳で、『風土記』に先行する凡そ百年前の「高岡の里」の前史を物語る史跡が現存している。

つまり、この辺りの地域は、古代の中心的地域と見られるのである。そのことから、桜・長野・神谷地区、特に福崎西中学校北西部方面辺りには、当時の郡役所の巨大遺構が眠っている可能性が潜んでいそうだ。

ところで、現「七種山」の名前の由来とされる「滋岡川人の七種伝説」を高岡の古代史に推す人が居るかも知れない。その伝承は、田口地区の金剛城寺の寺伝「金剛城寺略縁起」（天文三年（一五三四）住僧印議が旧記を抄出したもの。『兵庫県史』史料編中世四）に、その建立の頃、飢饉ありたる時に化人滋岡川人なる者、七種の穀種を村人に与えしことから七種山と称する（趣意）とある。もし寺伝によるならば、舒明朝（六二九～六四一）という当寺建立期、既に滋岡川人が存在したことになる。当時「七種」の名が広く周知されていたことになる。官命による七一年撰という『風土記』は、そもそもその風土・土地の由来を記録収集することを目的としたが、「高岡の里」の記述には「奈具佐山（七種山ではない）。…その由を知らず」とあり、そこにこの伝承は存在していない。

恐らくは、『風土記』の記述が当時を物語る事実で、滋岡川人が七穀種を与えた話は、『風土記』以降に付加されたと見るべきであろう。しかも、滋岡川人は、九世紀中後期の人物とする考究もあり、後考を要する。(前同・『県史』)

こうした理由で、平安中期以降の伝承を物語る伝承としては傾聴の価値を見出し得るが、以て奈良時代以前の「高岡の里」の史実の補完にはならないと判断される。

三、應聖寺「誕生仏」は県内最古の仏像

平成十九年福崎町の仏像調査で、應聖寺蔵「銅造誕生釈迦仏立像」が、兵庫県下で最も古い白鳳時代(七世紀後半)の仏像の一つと判明し、平成三十年福崎町指定文化財となった。(写真①)



①銅造誕生釈迦仏立像

その像は、釈迦が生まれた時に七歩歩み、右手を上げて天を指し、左

手を下げて地を指し、「天上天下唯我独尊」と唱えたという姿を塑造したものである。四月八日の「花祭り」(誕生会、降誕会ともいう)に使用される小像で、花で飾った「花御堂」の桶の甘茶を、小さな杓で誕生仏にかけて釈尊の誕生を祝う、所謂「誕生仏」と言われる銅像である。

現在、兵庫県下では日本最古の飛鳥時代の仏像(六世紀末〜七世紀中頃)は確認されていないから、本像はそれに次ぐ白鳳時代(六七三〜六八六)の「白鳳仏」と確認され、兵庫県下で最も古い仏像の一つと判明し、無論、福崎町内では調査済み現存最古の仏像と判定された。

つまり、「神谷古墳」の約五十年後、『風土記』に先行すること約五十年前の時代に在って、東大寺や法隆寺の「天平仏」より古い「飛鳥仏」に次ぐ「白鳳仏」が、飛鳥奈良の都から遙か遠く離れたこの「高岡の里」に、当時の一級文化・最先端の仏教文化が、見事に伝播していたことが証明される結果となったのである。

四、旧『福崎町史』所収の『應聖寺縁起』

以下、高岡郷の歴史、神西郡の歴史の一端を物語る應聖寺関連資料を基に紹介して行きたい。應聖寺の山

号は、現在は「妙見山」を用いる。但し、神仏のご加護篤く、妙なる靈験あらたか(顯)と四辺に知られたことから、かつては「妙顯山」と云った。

かつて『應聖寺縁起』なるものが伝来したようである。但し、残念ながら現伝していない。よって、それを基に編纂された旧『福崎町史』(大正十四年、福崎町役場刊)に記載された拙寺の記事を抄出してみたい。

妙見山應聖寺 天台宗 福崎町高岡
本尊聖観世音菩薩

抑も当山は第八十九代龜山天皇の御世、文永二年(一二六五)冬十一月、赤松則祐公(一二三一〜一三七一)の建立になり、祐運大徳を開基とする。本尊聖観世音菩薩は、法道仙人の一刀三礼の御作、靈験実に顯著にして平景清公が常に念じ給いし靈像であった。赤松氏、当地播磨国を領有したる後、この靈像の存在を聞き及び、都に上り遙々迎え奉り、当寺の本尊として安置し、十方精霊菩提を回向し、併せて(赤松家)家運長久を祈る道場と定め給うた。誠に台門の古刹として往時は堂塔伽藍軒を列ね寺観の美は法門の儀標として衆庶の瞻仰する所なり云々。

右のように『應聖寺縁起』にはあるが、今となつては少しく訂正を加えなければならぬ。

先に紹介したように、当寺には白鳳時代の誕生仏が伝来するから、古来、別伝として語り継がれて来た「当寺は白雉年間(六五〇〜六五四)に法道仙人により開基された」とする『法道仙人開基説』を採り、その後、白鳳仏が祀られたと云わねばならない。

また、龜山天皇の御世文永二年(一二六五)冬十一月、祐運大徳による鎌倉中期の中興。但し、拙寺復興の発願者は、初代播磨国守護梶原景時次いで守護小山朝政、拙寺中興時は嫡孫小山長村、赤松則祐公による伽藍復興は南北朝期である。

五、鎌倉時代

平安末期、播磨に限らず西国一帯は、平家一門とその与党の堅固な地盤であったが、平家没落後は、この「高岡の庄」も関東御家人の所領となった。平安末〜鎌倉初頭、播磨国守護職に補任されたのは、鎌倉の有力御家人の一人、梶原景時(？〜一二〇〇)である。

『吾妻鏡』によると、「梶原景時の変」の後の正治元年(一一九九)、当地はやはり関東の有力御家人、小

山朝政に受け継がれたとある。当時の「高岡の庄」は、確かに小山文書『小山朝政所領注文書』や『小山朝政讓状案』等にその記述があり、『福崎町史』第三巻に詳しい。例えば後者には

一、播磨国 守護奉行職 高岡庄
高岡北条郷

とあり、寛喜二年（一二三〇）二月二十日、播磨国守護小山朝政が高岡庄を嫡孫の長村に譲るとした状案である。その領地「高岡庄」は、守護の直轄地として、その領国播磨の中でも直接支配の及ぶ特別な領地であったことに注意を要する。

まさに、『應聖寺縁起』という應聖寺中興は、小山氏にとって自らの知行国（播磨国）領有安堵の象徴であり、直轄地（高岡庄）の無事安寧の為の祈願所の復興であった。但し、別伝では、自身の領国・領地の安穩を祈願するため、應聖寺を發願した最初の人物は、初代播磨国守護梶原景時とする。

また、その後起こる文永十一年（一二七四）と弘安四年（一二八二）の元寇は、西国領有の御家人にとつては領国安堵の一大事であった。太宰府に派遣したのであるのか、「蒙古撃退と国土平安・領地安穩」を祈らせた「護国法要」に使用した四鈷

鈴（密教法具）が伝来する。（写真②）恐らくは、祐運大徳の法脈に帰依して播磨国の鎮国道場、護国祈願所としての機能を担わせたのである。



②蒙古撃退の四鈷鈴

六、南北朝・室町時代

更にその百年後の南北朝動乱期、正平六年（一三五二）十二月、播磨守護赤松則祐公（赤松則村（円心）の三男）によって平景清公の念持仏が都より奉迎され、應聖寺は播磨の在地領主により再び復興された。

前出の『縁起』では、当時の應聖寺は「堂塔伽藍軒を列ね」、台門（天台宗）の古刹として「寺観の美は法門の儀標として衆庶の瞻仰する所なり」と称えられ、七堂伽藍を備えた秀麗なる大伽藍であったと伝えている。（現在の寺域には、確かに数か所の広い屋敷跡が確認される。）

さて、その赤松則祐公は諱を「則祐」といい、早くから比叡山延暦寺に入って「律師妙善」と称した。元弘元年（一三三二）、後醍醐天皇が

鎌倉幕府討伐を挙げて挙兵した「元弘の乱」に、則祐公は、後醍醐天皇の皇子で天台座主であった護良親王に付き従い転戦した。

別伝では、則祐公が比叡山に入山した機縁を結んだのが、当時の應聖寺住職であったという。故に本寺中興の祐運大徳に列なる法脈の「祐」の一字を頂き「則祐」と名乗ったという。しからば、則祐公の生誕時、既に父赤松円心と應聖寺住職は親交があったということになる。

実はそれを確からしくする証拠が存在する。則祐公の命日は応安四年（一三七二）十一月二十九日であるが、『應聖寺日牌』（有縁者の命日を書き記した回向帳）の二十九日の條には、應聖寺建立發願者赤松則祐公として、誕生年とその時刻が記されている。

普通、菩提を弔う菩提所は命日を記すが、誕生年とその時刻を留めるのは、拙寺が父赤松円心と既に親交があり、その子則祐の誕生と武運長久を祈る祈願所であったことを如実に物語るものであろう。

それ故に、播磨守護と成った暁に、自身と赤松一族の祈願所として、應聖寺の伽藍造立と平景清公の念持仏奉迎を果たしたと別伝に伝えるのである。

七、江戸時代 — 一宮神社と大般若転読会 —

江戸時代の高岡の歴史の中で特筆すべきは、往昔からの神仏習合思想に基づき、一宮神社において『大般若経』六百巻の転読法要を年中行事とすることである。法会創始以来、約二九〇年の伝統を今に受け継いでいる。その間、神仏分離令という明治政府の厳命をもととせず、ひたすら当村の住民は神社神前での仏教經典転読を脈々と継承して今日に至っている。（写真③）



③一宮神社「大般若転読法要」

以下、『神崎郡誌』新旧『福崎町史』収録の当村庄屋の家系にある平岡家文書や一宮神社収蔵資料によって要約しつつ論じよう。



④下賜された「正一位一宮大明神」扁額

そもそも一宮神社は、創立年月不詳なるも、初め七種に鎮座せしものを宮ヶ谷に遷座し、高岡庄一宮大明神、高岡神社とも称し、寛文七年（一六六七）本殿を建立したという。後に、当村庄屋、山内平太夫道継は、大般若経六百巻を願主となって寄付し、毎年転読会を奉修したところ、その神徳絶大なる故に、前宝鏡寺本覚院の宮様（後西天皇皇女）に、一宮神社に正一位の位を願い出たところ、宮様は大いに喜ばれ、元文元年（一七三六）正一位の扁額を下賜され、御家来分として平岡姓を賜ったとある。

一宮神社には、その時下賜された極彩色に金の「菊と五七桐」両紋の扁額が現伝する。（写真④）注目すべきは、その一宮神社は、神西郡高岡庄一宮とあり、七邑（村）末社十社の筆頭とすることである。七村とは、板坂、田口、桜、長野、神谷、山崎、福田村（『郡誌』）である。

しかも、その「二宮神社別当」（神

社末社十社を差配する責任者）は應聖寺住職で、その配下の神主は高松采女、本願主は板坂邑庄屋平岡平太夫とある。例えば、文化九年（一八一二）の長野村諏訪神社の遷宮は神主ではなく、一宮神社別当應聖寺住職が長野村栄福寺住職を伴い行うなど、当時の実質権威も大きかった。

（諏訪神社棟札。因みに、当初以来、神主は一宮神社に居り、後に板坂村困窮により、二宮神社に移った）

旧『福崎町史』には、庄内第一の大社である一宮大明神の毎年の例祭には、（先の神位序列の如く）、高岡板坂一宮神社を先頭に、山崎村二宮、福田三宮、次に田口村、高岡村（桜村、長野村、神谷村）の各神相集まり、福田村御旅所にて渡御式ありて後、福田村阿弥陀堂（旧福田公民館横）に集まり休憩の後、先の順序にて還御あり（趣意）という口碑を伝え、宮様の権威の裏付けができた「一宮大明神」以下、神位の格付け・序列化が図られた様子が、当時を語る資料から窺える。

また、毎年九月一日の一宮神社例祭は、高岡庄内七村の祭礼でもあり、一宮神社に各村屋台が集合し、近郷（板坂峠を越えた現夢前町）の人々も集う盛大な祭りであったようだ。

その祭礼に行われた神事（仏事）

こそが、今に続く「一宮神社大般若経転読法要」だったのである。それには、近郷（夢前町四ヶ寺）を含む神西郡天台宗十ヶ寺の寺院が法要に出仕しており、その出欠を示す回章が應聖寺に残っている。

八、江戸時代 — 應聖寺文書他 —

應聖寺には、三基の特別な御位牌が伝わっている。第一は三代將軍徳川家光公の御位牌。第二は二代秀忠公（台徳院）、三代家光公（天猷院）、四代家綱公（厳有院）の三代尊霊が並祀された御位牌。（上記二基は葵の御紋）第三は姫路城主歴代尊霊位牌である。（写真⑤）特に、徳川本家の御位牌を祀ることは、当時、有力大名でも許されない。しかも、特異な三代並祀の御位牌は、全国に類

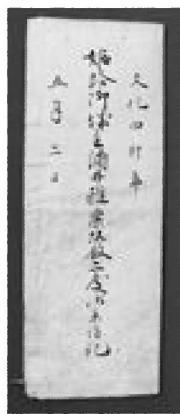


⑤徳川家光・徳川三代・姫路城主歴代尊霊位牌

例がないという。

筆者は、千姫の関係者を祀った御位牌と考えている。つまり、秀忠は千姫の父、家光は弟、家綱は甥である。では、徳川本家三霊を祀ることが出来たのは一体誰だろうか？併せて、姫路城歴代城主を祀っていることから、その本願主はそれ以降の姫路城主の可能性が高い。

時代は下るが、應聖寺文書の中に「姫路御城主酒井雅樂頭殿二度御來詣記」（写真⑥）や、その時の供応膳の御品書き図（断片）が伝わっており、確かに姫路城主が度々参詣された事実が知られるからである。



⑥酒井公御來詣記

特に、酒井家二代目藩主酒井宗雅公にまつわる松江藩主松平不昧公、実弟酒井抱一、酒井家三代の家老河合寸翁の銘のある茶道具類は、城主からの拝領の品と思われ、姫路城主との特別な関係を窺わせる。

話を元に戻そう。應聖寺本堂と書院の裏手の山裾には、江戸時代初期の作庭とされ、渓谷風の滝、沢飛石、三尊石等の特徴とする池泉観賞式庭園が広がっている。この庭園の作庭

時期は、ちょうど先の徳川三代の逝去直後に当たり、この三代菩提回向の為の作庭寄進の可能性がある。同庭園は、平成四年「名勝應聖寺庭園」として兵庫県指定文化財と成った。(写真⑦)



⑦県指定文化財「名勝應聖寺庭園」

西播磨の文化財庭園は二件しかないが、常時公開されている唯一の名庭として「青モミジ」「沙羅」「紅葉」と四季を通じて県内外の観光者に人気である。姫路城主も眺めたであろう同寺の紅葉は、古来楓樹に富むと名高く、明治初期の漢詩人であり、神崎郡長であった倉本樸山の『樸山詩存』には「高岡紅葉」と挙げられ、神崎十勝として文人墨客に夙に名声高しとある。(旧『福崎町史』)

また、十八世紀初頭の「應聖寺庭園」作庭の時期は、同寺が最も隆盛を誇った時期で、本堂の天井から畳までの大きさの「涅槃図」(写真⑧)が軸装され常備された年(元禄十四年・一七〇一)に当たる。

特に本図は、制作者こそ不明なるも、描かれた菩薩や仏弟子が富に多く、表情豊かな上に、髭・まつ毛の一本一本まで精緻に描き上げられた涅槃図の秀作である。また、「伝伝」に有名な白象を始め、多くの動物たちや十二支の他、珍しいと云われる猫も描かれている。周知のことであるが、その背景に描かれた八本の樹木が「沙羅」である。(毎年二月十五日の涅槃会にて公開)

その有縁の寄進者を見ると、前之庄や神種など、後に一宮神社大般若転読会の隆盛が及んだ地域とも重複しているようで、應聖寺の年中行事や一宮神社の祭礼を通じ、かなり広大な信徒を有していたようである。



⑧涅槃図182×302cm

加えて、後に三〇〇年の樹齢を誇り「日本一の太木」と称された應聖寺の「沙羅」(平成八年枯死)が植樹されたのもこの時期である。

実は平成十四年、應聖寺書院の十六枚の襖の下張りから、江戸時代から明治・大正時代にわたる大量の古文書が発見された。本山の比叡山や近郷の天台寺院との伝達書簡、檀信徒回向関係文書、山林田畑土地関係文書、年貢収納文書、年中行事関係文書等々、その他、当寺証明の通行手形や、播磨出身力士を集めて興行した勸進相撲の番付表もあった。

特に珍しいものは、赤穂義士の一入横川勘平の「書状」と「吉良上野介の首受取り請文」を写した手紙が見つかったことであろう。前者は、刃傷事件から討ち入りを果たすまでの浪士の様子を綴ったもので、後者は打ち取られた上野介の首を受け取った吉良家の請書である。(写真⑨)

特異なこの内容を一紙に書き写せる立場の者が、その情報を待ち侘びる者に伝えたかった内容である。恐らくは、当時離縁されて実家に居た大石内蔵助の妻りくの元に届けられるはずのものであったと思う。

当寺が、赤穂からりくの故郷・豊岡に通じる西国巡礼道に面するが故の故事である。因みに、その発見は

赤穂浪士討ち入り三百年(平成十四年)のことであった。

以上、應聖寺文書等によって高岡の歴史の一端を概観したが、紙面の関係上、近現代史は省略する。



⑨赤穂事件関係文書